

(1) 貯蓄部ノ者ニテ特ニ湯銭ヲ支給スルコト

(2) 公傷ニテハトキ

(3) 公傷ノ湯銭ハ只勤ノ日ニ付日給一日ノ

ヲ支給スルコト

(4) 借入金制度ヲ全廢スルコト

日給三月以上ハ五右

以下ハ一割

(5) 定期増信ヲ増スルコト

年々四トシ六月十三日ヲ増信期ト定メテ

(6) 歳末賞與支給ノコト

故ニ長ニ準テ立テ賞與スルコト

(7) 解雇年當別産ニ伴

(8) 一月以上ノ年休取テ日給六右

一月以上ノ日増スル日給五右

ノ増スルコト 但シ若年當ヲナラズ

(9) 帰国旅費ヲ支給スルコト

妻 帶 着 者 五 十 円

妻 身 着 者 一 十 円

(10) 退職年當ヲ支給スルコト

解雇年當ノ年額ヲ支給スルコト

(11) 労働条件ニ付 締結ノ根拠者ヲ以テ

一 廿二コト

五 處 回 答 ハ 十 月 三 十 日 早 前 十 二 時 迄

二 十 二 日 下

右 未 議 示

大正十三年十一月三十日

桑 畑 雷 瓦 職 工 大 會

新 五 段

附 帶 條 件

一 當大會ハ西川常ニ選抜ニ基テ選任

二 工場委員制度ヲ採用シ組合ヲ確